

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度

マニフェスト制度

法律第12条の3第1項、法律第12条の5第1項

マニフェスト（産業廃棄物管理票）とは、産業廃棄物の処理状況を確認するために作成する書類又は電子情報です。排出事業者は産業廃棄物の運搬又は処分を他者に委託する場合、マニフェストを交付又は登録し、最終処分の終了まで確認する義務があります。マニフェスト制度は、排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物が委託契約どおり適正に処理されたことを把握・管理することにより、不法投棄の防止など適正処理を確保することを目的とした制度です。

マニフェストには、複写式の紙媒体でやりとりする紙マニフェストと、パソコン等を利用し電子情報でやりとりする電子マニフェストの2種類があります。

紙マニフェスト

法律第12条の3第1項～第6項

紙マニフェストの流れ

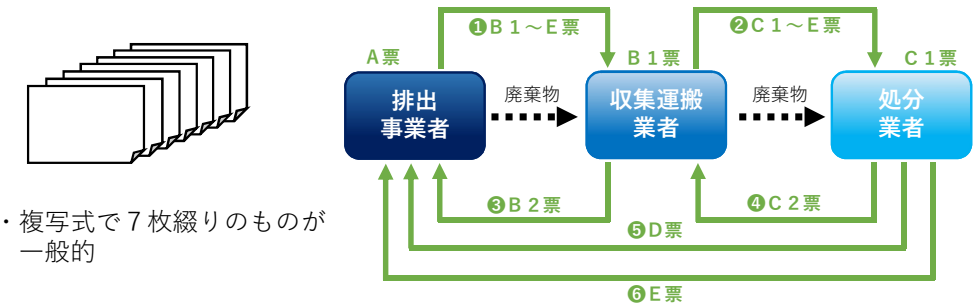


表5 紙マニフェストの詳細内容

	詳細内容	返却期限	保存期間
A票	排出事業者の保存用	—	送付を受けた日から5年間
B 1票	収集運搬業者の控え	—	
B 2票	収集運搬業者から排出事業者へ送付され、運搬終了を確認	90日※	
C 1票	処分業者の保存用	—	
C 2票	処分業者から収集運搬業者へ送付され、処分終了を確認（収集運搬業者の保存用）	—	
D票	処分業者から排出事業者へ送付され、処分終了を確認	90日※	
E票	処分業者から排出事業者へ送付され、最終処分終了を確認	180日	

※特別管理産業廃棄物の場合は60日

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度

紙マニフェストのイメージ

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票									
交付年月日	〇〇年△月□日	交付番号	※	整理番号	交付担当者	氏名	〇〇 〇〇	排出事業者控	
事（排出者）	氏名又は名称 △△産業株式会社			事（排出事業場）	名称 △△産業株式会社 一宮営業所			所在地 〒	
	住所 〒				住所 〒			電話番号	
愛知県□□市□□町□番地			愛知県一宮市▽▽町□◆◆番地						
産業廃棄物	種類（普通の産業廃棄物）		種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）	荷姿			
	☐ 0100 燃えがら ☒ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)		☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)		50kg	容器			
	☐ 0200 汚泥 ☒ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)		☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)		産業廃棄物の名称 プロジェクター				
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉛さい ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)		☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)		有害物質等				
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 かれき類 ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)		☐ 7440 廃水銀等		処分方法 破砕・選別				
	☒ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)				備考・通欄欄				
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)				☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物				
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ 7440 廃水銀等								
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石綿等								
	☐ 1000 動植物性残さ ☐ 4100 動物系固形不要物 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 7423 鉛さい(有害)								
☐ 1100 ゴムくず									
中間処理 産業廃棄物 ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり									
最終処分 の場所 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり									
運搬受託者	氏名又は名称 有限会社□□運輸			運搬先の事業場	名称 〇〇企画株式会社			所在地 〒	
	住所 〒				住所 〒			電話番号	
愛知県●●市△△町■番地			愛知県××市◎◎町◇番地						
処分受託者	氏名又は名称 〇〇企画株式会社			積又は保え管	名称			所在地 〒	
	住所 〒				住所 〒			電話番号	
愛知県××市◎◎町◇番地									
運搬の委託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) 有限会社□□運輸 △△ △△			(受領欄)	運 送	年 月 日	有価物積重量	数量（及び単位）	
処分の委託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			(受領欄)	処 分	年 月 日	最終処分	年 月 日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			照 合 確 認					
						B 2票 〇〇年△月□日			
						D 票 〇〇年◆月▽日			
						E 票 〇〇年▽月◎日			
発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会									

※出典：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

- ・マニフェストの交付は排出事業者自ら行うこと
- ・産業廃棄物の引き渡しと同時にマニフェストを交付すること
- ・産業廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付すること
※ただし、数種類が一体不可分（種類毎に分別することが困難）である場合、「混合物」として扱うことができます。この場合、マニフェストの「産業廃棄物の種類」には複数の項目に✓を入れます。
- ・運搬先が複数存在する場合は運搬先ごとにマニフェストを交付すること

紙マニフェスト交付状況の報告

法律第12条の3第7項

紙マニフェストを交付した排出事業者は、毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの交付等の状況に関し、『産業廃棄物管理票交付等状況報告書』を作成し提出しなければなりません。排出事業場の所在地が一宮市である場合は、一宮市に報告してください。

次の場合は、必要な措置を講じなければなりません。

- ・返却期限を過ぎてもマニフェストが返却されない場合
- ・返却されたマニフェストに必要な事項が記載されていなかったり、虚偽の記載があった場合

必要な措置

- ☐ 委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況の把握
- ☐ 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置
- ☐ 『措置内容等報告書』を提出

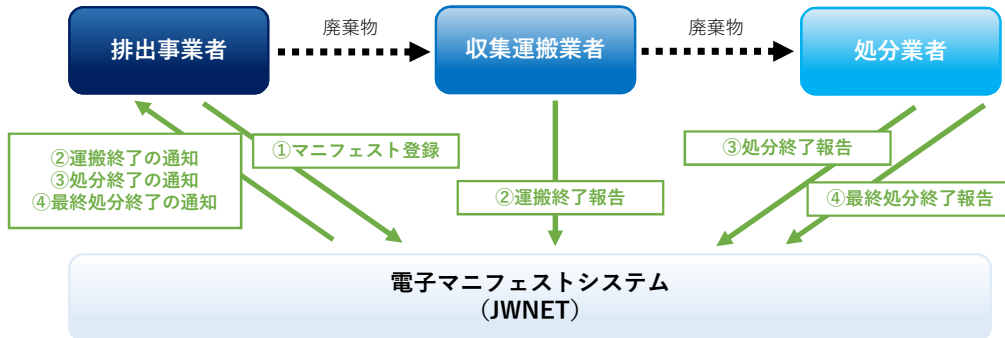
マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度

電子マニフェスト

法律第12条の5第1項～第2項

電子マニフェストとは、従来の紙マニフェストの代わりにマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）を介してネットワーク上でやりとりするものです。そのため3者すべてが電子マニフェストシステムに加入する必要があります。

電子マニフェストの流れ



電子マニフェストのメリット



1. 事務の効率化

- ・入力やデータ管理が簡単
- ・紙マニフェストの保管・管理が不要
- ・廃棄物処理状況の確認が容易
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

2. 法令の遵守

- ・マニフェストの記載漏れを防止
- ・終了報告の確認期限が近づくと排出事業者へ通知し確認漏れを防止

3. データの透明性

- ・マニフェストの偽造を防止
- ・マニフェスト情報をJWセンターが管理

参考

電子マニフェストに関する問合せ先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）

URL <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

サポートセンター ☎ 0800-800-9023

参考

前々年度における特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の排出量が年間50トン以上である事業場を設置している事業者は、その特別管理産業廃棄物の処理を他者に委託する場合、電子マニフェストを使用することが義務付けられました。